

バーゼル 条約の 分類	有害特 性	有害特性の内容	対象物質例
H6.2	感染性	人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの	血液、病理廃棄物、注射針等
H8	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のあるもの。漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シュウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等
H10	毒性ガス の発生	空気、水、太陽光等の作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすいもの。	有機・無機シアノ化合物、硫化塩類、硫化物類、塩化カルボニル類等
H11	毒性（遅 発性又は 慢性）	吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすもの	- 化審法特定化学物質 - 化管法指定対象物質 等
－	重合反応 性	重合しやすい物質を含むもの。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール等

注) 対象物質例の欄に記載している物質名は例示であり、バーゼル法及び同欄の各法令の対象物質を記載したものではない。

8. 廃棄物の物理的・化学的性質

廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。特に、「7. 廃棄物の安定性・反応性」の項目で引火性や自然発火性等の項目が該当した場合は、それに対応する引火点や発火点等を記載してください。なお、廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。

例えば、形状、色、臭い、沸点・融点・引火点・発火点、発熱量、pH※、溶解性（対象となる溶媒：水・溶剤名）※、含水率※、比重、粘度などについて具体的に記載して下さい。
(※：液・泥状物に限ります。)

9. 廃棄物の組成・成分情報

廃棄物の処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。

含有していない物質には×印、含有している（可能性がある場合も含む）物質には○印、含有量が分かる場合は数字を記載して下さい。有害物質の量は、法的に分析が義務づけられているもの以外は推計でも構いません。分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、数値の記入は必要ありません。

組成、成分に幅がある場合は、幅を持った数値表示として下さい。

10. 取り扱う際の注意事項

1) 安全対策

労働者が廃棄物を取り扱う際に化学物質による被害を受けないようにするために、保護具（マスクなど）の着用などの保護措置について記載して下さい。

2) 異常措置

① 応急処置

廃棄物により労働者などに被害が発生した場合の措置について記載して下さい。

② 漏洩対策

廃棄物が運搬中や保管中に漏洩した際の対処方法や注意すべき事項について記載して下さい。

③ 火災時の措置

火災が発生した際の対処方法、注意すべき事項について記載して下さい。例えば、消火方法、適切な消火剤、消火を行う保護措置について記載して下さい。

1)、2)項とも排出事業者の既存資料（取扱説明書やM S D S等）を添付する場合は、記入の必要はありません。また、危険物等の運搬中等における事故時の応急措置対策として使用されているイエローカードがある場合は、その記載内容を参考にして下さい。

11. 特別注意事項

廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載して下さい（例えば、破碎の禁止や他の廃棄物との混合禁止など）。また、取り扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止などの措置、保管上の注意事項として、温度・湿度などの保管条件、保管方法などについて記載して下さい。

鋭利な金属、針、ガラスの破片等は前処理過程等で問題となることもあるため、混入する可能性がある場合は、その旨を記載して下さい。

また、環境汚染の可能性がある場合は、その内容と理由を記載して下さい。

12. その他の情報（発生工程など）

サンプルの提出の有無を記載して下さい。

産業廃棄物の性状や取り扱い上の注意事項について確認し、適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、この項目には、廃棄物の情報を把握する上で重要な他の情報をお記載して下さい。発生工程に関しては、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物、廃棄物発生源等について可能な限り詳細な情報を記載して下さい。

また、排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名にサインをして下さい。

廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を雲マーク等で判るようにした上で、変更No.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、早急に処理業者へ情報を伝達して下さい。

廃棄物データシート記載方法まとめ

< 表面 >

廃棄物データシート (WDS)

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。

(記入者/記入日)

1 提供年月日	平成 年 月 日 提供			
2 廃棄物名称			管理番号	
3 排出事業者(窓口)	名 称	TEL	FAX	
4 廃棄物種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃アラビック類 <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 鉛さい <input type="checkbox"/> はいじん <input type="checkbox"/> 廃P C B等	<input type="checkbox"/> 酸 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 有害物質
5 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()			
6 数量	スポット() 継続()	kg・t・L・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式		
7 廃棄物の安定性・反応性(有・無・不明)	1) 有害特性 <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 食性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 有機酸化物 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 慢性毒性			
8 廃棄物の物理的・化学的性状	2) 品質安定性 経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入 形状() 沸点() 発火点() 比重() 色() 融点() pH() 水分() 臭い() 引火点() 精度() 発熱量() その他()			
9 廃棄物の組成・成分情報	金属Li() 金属Na() 金属Al() 金属Mg() 金属Cu() 金属Ni() アルミニウム化合物() リチウム() 1,3-ジクロロプロパン() <input type="checkbox"/> ○X(有無) 水銀又はその化合物() テリウム() チウラム() 鉛又はその化合物() ジクロロメタン() シマジン() 有機鉛化合物() 四塩化炭素() チオベンカルブ() 六価クロム化合物() 1,2-ジクロロエタン() ベンゼン() 鉻素又はその化合物() シス-1,2-ジクロロエタン() ダイオキシン類() シアン化合物() 1,1,1-トリクロロエタノール() その他() PCB() 1,1,2-トリクロロエタン()			
10 取り扱う際の注意事項	1) 安全対策 保護具 <input type="checkbox"/> がスマ着用() <input type="checkbox"/> 手袋着用() <input type="checkbox"/> その他() 2) 応急措置 吸入時() <input type="checkbox"/> 目に入った場合() <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合() 3) 異常処置 除去方法() ② 漏洩対策 除去作業に関する注意() ③ 火災時の措置			
11 特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項(有・無) 有る場合は具体的に記入			

実際のシートの記入者
(工程担当者)の名称及び記入日記載

2項の管理番号とは、排出事業者内での廃棄物の管理番号

3項の担当者は、廃棄物の管理担当者

5項の荷姿欄において、容器や車両については、記入し易いようにその種類を明記してチェックマーク方式とした。

有害特性は、(有・無・不明)の選択方式とし、ある場合はチェックする方式とした。

8項の廃棄物の物理的・化学的性状については、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。

9項の組成・成分情報は、○X(有無)、分析値、推計値、不明を選択した上、シート上の特別管理産業廃棄物及び金属類に記入する方式とした。

11項の特別注意事項は1~10項までで記載できなかった事項、もしくは他の項目で記載はしているが、特に注意を要する事項があれば記入する。本欄が事故防止のためには一番重要なので気づいた事項は必ず具体的に記載すること。

<裏面>

12. その他の情報

- ① サンプルの提供の有無 (有 無)
 ② 産業廃棄物の発生工程など (有 無)

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

その他の情報において、産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議により、処理するまでの必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようすること。
 なお、サンプルを提供した場合は、その旨を本欄に記載する。

「内容確認」の欄を設け、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう多数の欄を設けている。

排出事業者及び処理業者内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成 環境省

「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。

<表面>

廃棄物データシート(記入例-2)

※1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。

(記入者/記入日) ○○○○/H18.2.15

1	提供年月日	平成○○年○○月○○日 提供					
2	廃棄物名称	廃液		管理番号	Z		
3	排出事業者(窓口)	名 称	○○株式会社	TEL	(○○)○○-○○○○	FAX	(○○)○○-○○○○
		住 所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○丁目○番○号	部課名	総務部	担当者	○○○○
4	廃棄物種類 □ 産業廃棄物 ■ 特別管理産業廃棄物	□ 燃えがら □ 廃アルカリ □ 繊維くず □ 金属くず □ 家畜のふん尿 □ 廃石綿等 □ その他()	□ 汚泥 □ 廃プラスチック類 □ 動植物性残さ □ ガラス・コンクリート・陶磁器くず □ 家畜の死体 □ 感染性廃棄物	□ 廃油 □ 紙くず □ 動物系固形不要物 □ 鉱さい □ ばいじん □ 廃P C B等	■ 廃酸 □ 木くず □ ゴムくず □ がれき類 □ 13号廃棄物 □ 有害物質		
)					
5	荷姿	■ 容器(ケミカルドラム)	□ 車両()	□ その他()			
6	数量	スボット	()kg・t・袋・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式				
		継続	()kg・t・袋・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式	/年・月・週・日			
7	廃棄物の安定性 ・反応性 ① 有害特性 (有・無・不明)	1) 有害特性 □ 爆発性 □ 禁水性 □ 感染性 □ 生態毒性	□ 引火性 □ 酸化性 ■ 腐食性 □ 重合反応性	□ 可燃性 □ 有機過酸化物 □ 毒性ガス発生	□ 自然発火性 □ 急性毒性 □ 慢性毒性		
		2) 品質安定性 経時変化(有・無)	有る場合は具体的に記入				
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状(液状) 色(褐色) 臭い(有) その他(流動性有り、固形物含有)	沸点() 融点() 引火点() 粘度()	発火点() pH() 発熱量()	比重() 水分() 発熱量()		
))))		
9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) ■ ○×(有無) ■ 分析値 □ 溶出量 ■ 含有量 □ 推計値 □ 不明 単位:(mg/l) ※測定している場合は分析表添付 ■ 分析表添付	金属Li(×) 金属Mg(×)	金属Na(×) 金属Cu(×)	金属Al(×) 金属Ni(×)			
		亜鉛水銀化合物(×) 水銀又はその化合物(150)	トリクロロエレン(×) トリクロロエレン(×)	1,3-ジクロロプロパン(×) チウラム(×)			
		カドミウム又はその化合物(×) 鉛又はその化合物(50)	ジクロロメタン(×) 四塩化炭素(×)	シマジン(×) チオベンカルブ(×)			
		有機磷化合物(×) 六価クロム化合物(150)	1,2-ジクロロタン(×) 1,1-ジクロロエレン(×)	ベンゼン(×) セレン又はその化合物(×)			
		砒素又はその化合物(×) シアン化合物(×)	ジス-1,2-ジクロロエレン(×) 1,1,1-トリクロロタン(×)	ダイオキシン類(×) その他(Na ₂ Sが10%, 固形物)			
		PCB(×)	1,1,2-トリクロロタン(×)	6%含有			
		1) 安全対策	保護具	□ ガスマスク用(ガスマスク種類:) ■ 手袋着用() □ その他()			
		10 取り扱う際の注意事項	① 応急措置 ② 漏洩対策 ③ 火災時の措置	□ 吸入時() □ 目に入った場合() □ 飲み込んだ場合()	□ 皮膚付着時()		
				除去方法()	除去作業に関する注意()		
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項(有・無) 有る場合は具体的に記入 廃液は腐食性を有しているため、体に付着しないように注意すること。					

12. その他の情報

- ① サンプルの提供の有無 (有) (無)
 ② 産業廃棄物の発生工程など (有) (無)

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

○ 排出者からの事前情報

発生工程：水処理工程ピットより排出されたもの。

提供資料：サンプル(1袋)

空容器の処理：処理業者処分

排出業者からの要望：特になし。

○ 受入時の確認結果

容器の状態：正常

特記事項：特になし。

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考
1	平成〇年〇月〇日	○ ○ ○ ○	△ △ △ △	
2	平成〇年〇月〇日	○ ○ ○ ○	△ △ △ △	変更△の内容確認

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容
△	平成〇年〇月〇日	○ ○ ○ ○	六価クロム化合物含有量変更 200mg/l → 150mg/l

4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(P R T R 法)

(1) 概要

(法の目的)

- P R T R (化学物質排出移動量届出制度) は、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外に搬出されたかを把握・集計・公表する制度。
- 対象化学物質を製造・使用・排出等している事業者は、環境中への排出量と、廃棄物や下水として事業所外への移動量とを自ら把握し、年1回届出を行う。

(制度の概要)

- 対象となる化学物質は、462物質 (第1種指定化学物質)。対象業種 (24業種) に該当する事業者で、21名以上の常時雇用があり、対象化学物質を年1トン以上 (特定第1種指定化学物質 (15物質) の場合は年0.5トン以上) 取り扱う場合に届出義務が課される。
- 事業者からの届出は都道府県を経由して国で集計されたのち、その他の発生源 (家庭、農地、自動車など) からの排出量と併せて公表。 個別事業所のデータについても、国がホームページ上で公表している。
- 事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して安全データシートを交付することにより、その成分や性質、取り扱い方法などに関する情報を提供することを義務化。
- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講すべき化学物質の管理に係る措置を「化学物質管理指針」として国が定めることを規定。
- 国や地方公共団体が次のような支援措置に努めるよう規定。
 - ・化学物質の有害性などの科学的知見の充実
 - ・化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
 - ・事業者に対する技術的な助言
 - ・化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ヘキサメチレンテトラミンは第1種指定化学物質である。

5 群馬県の生活環境を保全する条例

(1) 排出水に係る規制について

(規制の概要)

- 有害物質又は生活環境項目に係る廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法で指定された施設以外の4業種の施設（水質特定施設）について、事業場からの排出水規制を行っている。
- 水質特定施設を設置する者は、①水質特定施設の設置の届出義務、②排出水規制基準の遵守義務、③地下浸透水の排出の制限、④測定義務が課せられる。
また、有害物質については、これに加え、有害物質を製造、使用、処理する水質特定施設（水質有害物質使用特定施設）を設置する者は、①水質有害物質使用特定施設の設置の届出義務、②水質有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務、③排出水の汚染状態の点検義務等が課せられる。
- これらの義務に関し、排出水規制基準の遵守義務、測定義務、点検義務に関しては、違反した場合、直罰という強い罰則が科せられる。

(規制の対象となる汚水・廃液)

- 水質有害物質として、政令で定める有害物質から1, 4-ジオキサンを除いた27項目が指定されている。
排出水規制基準について、水質汚濁防止法の排水基準と同じ値を採用している。
- 生活環境項目として、水質汚濁防止法で指定する15項目の他、ホルムアルデヒドについて、排出水基準10mg/L以下で規制している。
- ヘキサメチレンテトラミンは、排出水規制が課せられる物質に指定されていない。
- 法による特定施設、条例による水質特定施設に該当しない施設であって、日平均排水量が10m³以上である工場・事業場について、生活環境項目のうち、水素イオン濃度、BOD、COD、浮遊物質量の排出水規制基準を設けている。

(2) 事故時の措置について

(規制の概要)

- 水質特定施設の破損などの事故が発生し、施設から「水質有害物質」又は「生活環境項目」に係る廃液が、公共用水域等へ排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずる恐れがあるときは、応急の措置を措置を講ずるとともに知事に届出しなければならない。

また、知事は、水質特定事業場の設置者等が、応急の措置を講じていないと認めるとときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 条例上の「事故時の措置」については、法の「指定物質」に該当する物質規定はない。

6 群馬県化学物質環境安全管理指針

(1) 概要

(指針策定の趣旨)

- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境への排出抑制、負荷低減のため、事業者自らが、化学物質の製造、使用、廃棄等の事業活動の中で、自主的な安全管理を適切に推進することが重要である。
- このため、化学物質の環境安全管理に必要な事項を示すことにより、事業者による自主的な取り組みを促進し、環境汚染の未然防止、県民の健康保護及び生活環境の保全を図るもの。(H11.7.1施行)。

(制度の概要)

- 特別管理物質として225物質を指定。特別管理物質の製造、研究、開発、使用、保管、処理を行う事業所（従業員30人以上、業種指定なし）が指針の対象。ただし、P R T R 法第3条に規定する化学物質管理指針の対象事業所は除外。
- 対象事業所に以下の取り組みを求める。（具体的な項目等の例示を含む）
 - ・自主的な環境安全管理の推進
 - ・自主管理マニュアルの作成
 - ・化学物質環境安全管理組織の整備
 - ・特別管理物質の取扱量の記録
 - ・事故等による環境汚染防止
 - ・管理目標の設定及び自己監視
 - ・地域社会との連携
 - ・環境への排出抑制
- ヘキサメチレンテトラミンは、特別管理物質に含まれない。

(参考1)

排水の水質基準(排水基準、排出水規制基準、排出水基準)一覧表

(平成22年7月1日現在)

日平均排水量	工場・事業場										下水道に接続している場合		
	特定事業場 (排水基準)				水質特定事業場 (排出水規制基準)				その他の工場・事業場 (排出水基準) 平成18年4月1日から適用				
	豚房・牛房・馬房以外 30 m ³ 以上	10 m ³ 以上 30m ³ 未満	豚房・牛房・馬房 10 m ³ 以上	10 m ³ 未満	30 m ³ 以上	10 m ³ 以上 30m ³ 未満	10 m ³ 未満	30m ³ 以上 10m ³ 未満	10m ³ 以上 30m ³ 未満	10m ³ 以上 10m ³ 未満			
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	0.1			0.1				—		下水道関係法令の定めるところによる		
	2 シアン化合物	1			1				—				
	3 有機燐(りん)化合物 (バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1			1				—				
	4 鉛及びその化合物	0.1			0.1				—				
	5 六価クロム化合物	0.5			0.5				—				
	6 硫(ひ)素及びその化合物	0.1			0.1				—				
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005			0.005				—				
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと				—				
	9 ポリ塩化ビフェニル	0.003			0.003				—				
	10 トリクロロエチレン	0.3			0.3				—				
	11 テトラクロロエチレン	0.1			0.1				—				
	12 ジクロロメタン	0.2			0.2				—				
	13 四塩化炭素	0.02			0.02				—				
	14,12-ジクロロエタン	0.04			0.04				—				
	15,1,1-ジクロロエチレン	0.2			0.2				—				
	16,1,2-ジクロロエチレン	0.4			0.4				—				
	17,1,1,1-トリクロロエタン	3			3				—				
	18,1,1,2-トリクロロエタン	0.06			0.06				—				
	19,1,3-ジクロロプロペン	0.02			0.02				—				
	20,チウラム	0.06			0.06				—				
	21,シマジン	0.03			0.03				—				
	22,チオベンカルブ	0.2			0.2				—				
	23,ベンゼン	0.1			0.1				—				
	24,セレン及びその化合物	0.1			0.1				—				
	25,ほう素及びその化合物	10(*1)			10				—				
	26,弗(ふつ)素及びその化合物	8 (*1)			8				—				
	27,アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(*1)			100				—				
生活環境項目	1 水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下	—				
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)	25	60	80	—	25	60	—	25	60			
	3 化学的酸素要求量(COD)	25	60	80	—	25	60	—	25	60			
	4 浮遊物質量(SS)	50	70	120	—	50	70	—	50	70			
	5 ノルマルヘキサン 鉱油類	5	—	5	—	5	—	—	—				
	6 抽出物質含有量 動植物油脂類	30	—	30	—	—	—	—	—				
	7 フェノール類含有量	1	—	1	—	—	—	—	—				
	8 銅含有量	3	—	3	—	—	—	—	—				
	9 亜鉛含有量	2(*1)	—	2	—	—	—	—	—				
	10 溶解性鉄含有量	10	—	10	—	—	—	—	—				
	11 溶解性マンガン含有量	10	—	10	—	—	—	—	—				
	12 クロム含有量	2	—	2	—	—	—	—	—				
	13 大腸菌群数	[3,000]	—	[3,000]	—	—	—	—	—				
	14 硼(りん)含有量	120[60](*1)	—	120[60]	—	—	—	—	—				
	15 ホルムアルデヒド	16[8](*1)	—	16[8]	—	—	—	—	—				

備考

- 単位はmg/L以下(ただし、水素イオン濃度(pH)は単位なし、大腸菌群数は個/cm³以下)。[]は日間平均値。
- 排水基準は、浄化槽法第2条第一号に規定する浄化槽において処理された排水を除いた排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- ひ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)(以下「改正政令」という。)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する事業場に係る排水については、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての各基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量については、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての各基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水については適用しない。
- 硼含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域(野反湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排水については適用しない。
- (*1)は、業種により暫定基準の適用がある。